

## ⑤ー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (要保護児童等に対する支援に資する事業)

### (1) 概要

#### ① 事業内容

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため以下の取組に対する支援を実施

○調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図るための取組

- ・ 調整機関職員の専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修の受講
- ・ ネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者(アドバイザー)による研修会開催 など

○ネットワーク関係機関の連携強化

- ・ ケース記録や進行管理台帳の電子化 など

#### ② 実施状況

- ・ 実施箇所数: 349市町村(平成24年度子育て支援交付金交付決定ベース)

### (2) 事業実施の義務

本事業実施の義務付けはない。ただし、市町村には、要保護児童対策地域協議会の設置及び調整機関に一定の資格を有する職員を配置する努力義務あり(児童福祉法第25条の2第1項及び第6項)。

### (3) 費用負担

#### ① 各市町村に対する補助

都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。

《国庫補助単価(総事業費ベース)》

##### [1] 研修の受講

ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 人数×80,000円

イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 人数×80,000円

[2] ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 3,000,000円

[3] ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 660,000円

[4] ネットワークと訪問事業との連携を図る取組 720,000円

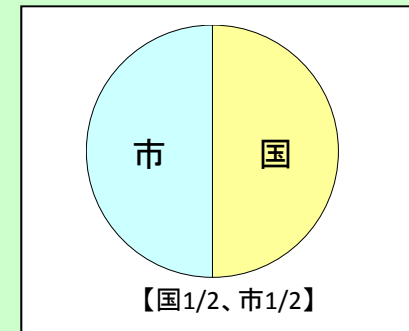
[5] 地域住民への周知を図る取組 640,000円

#### ② 費用負担

右記の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

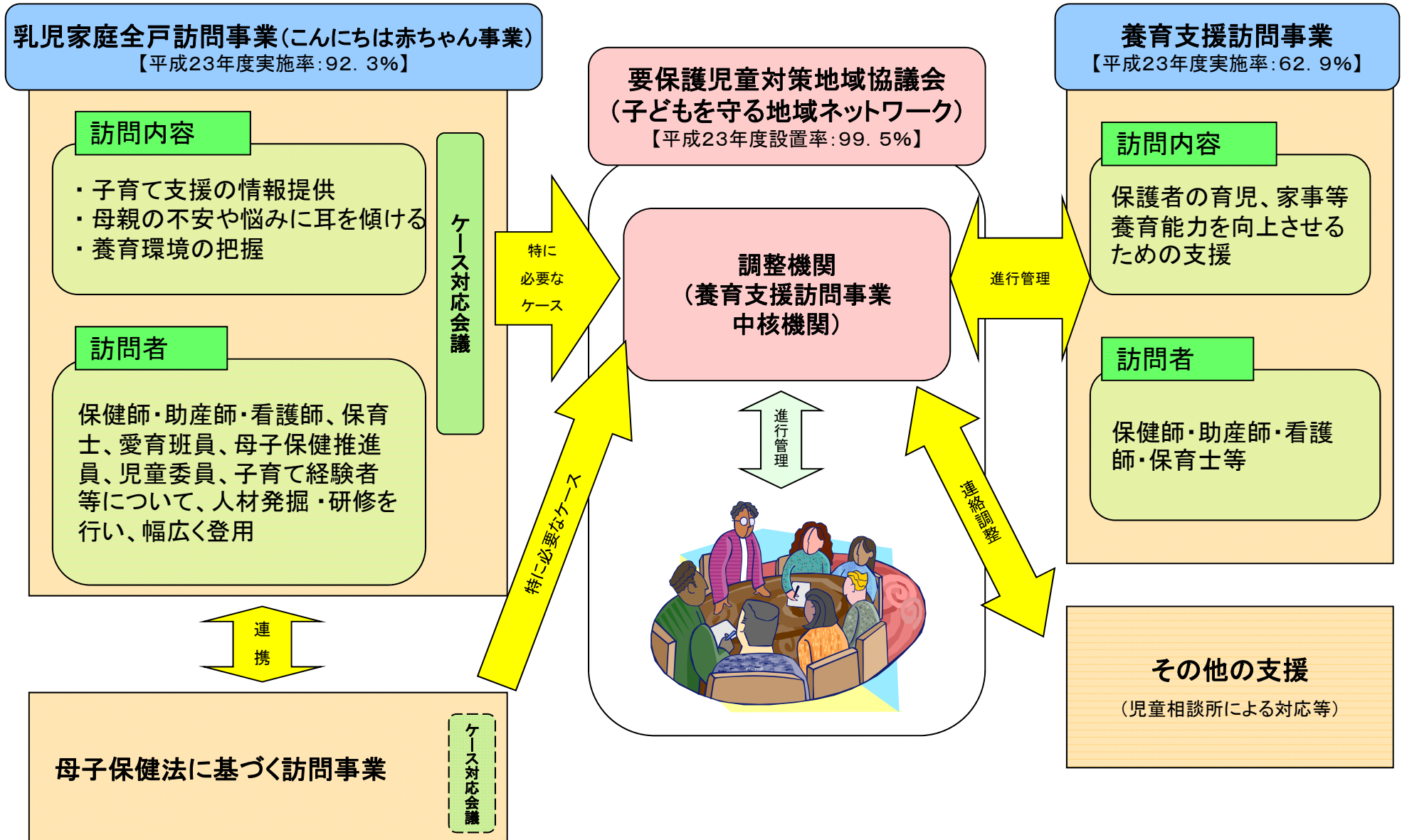
#### ③ 費用額

安心こども基金(約6,842億円(H24年度補正予算案までの積み増し額の計))の内数



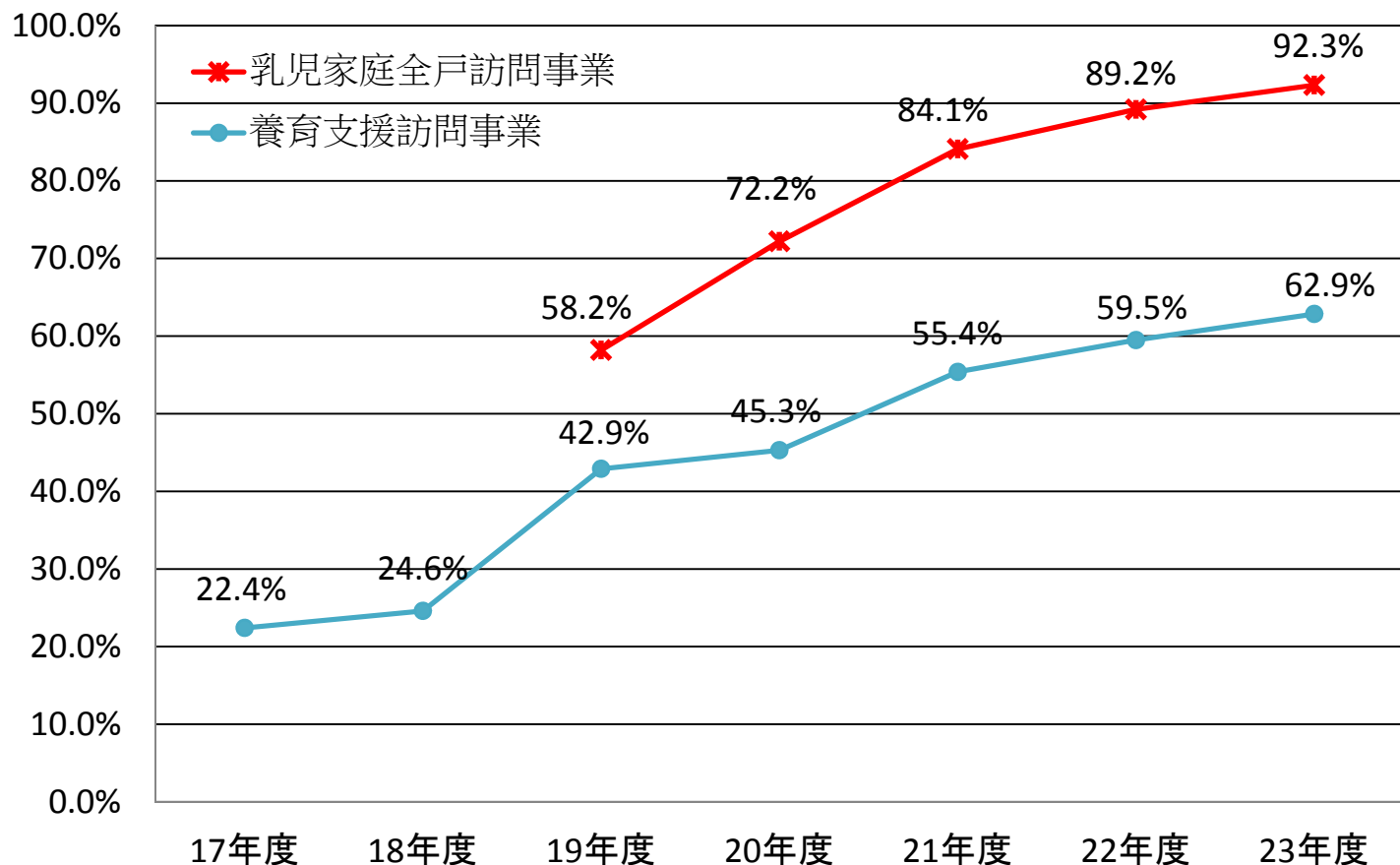
# 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



## 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び 養育支援訪問事業の実施率の推移

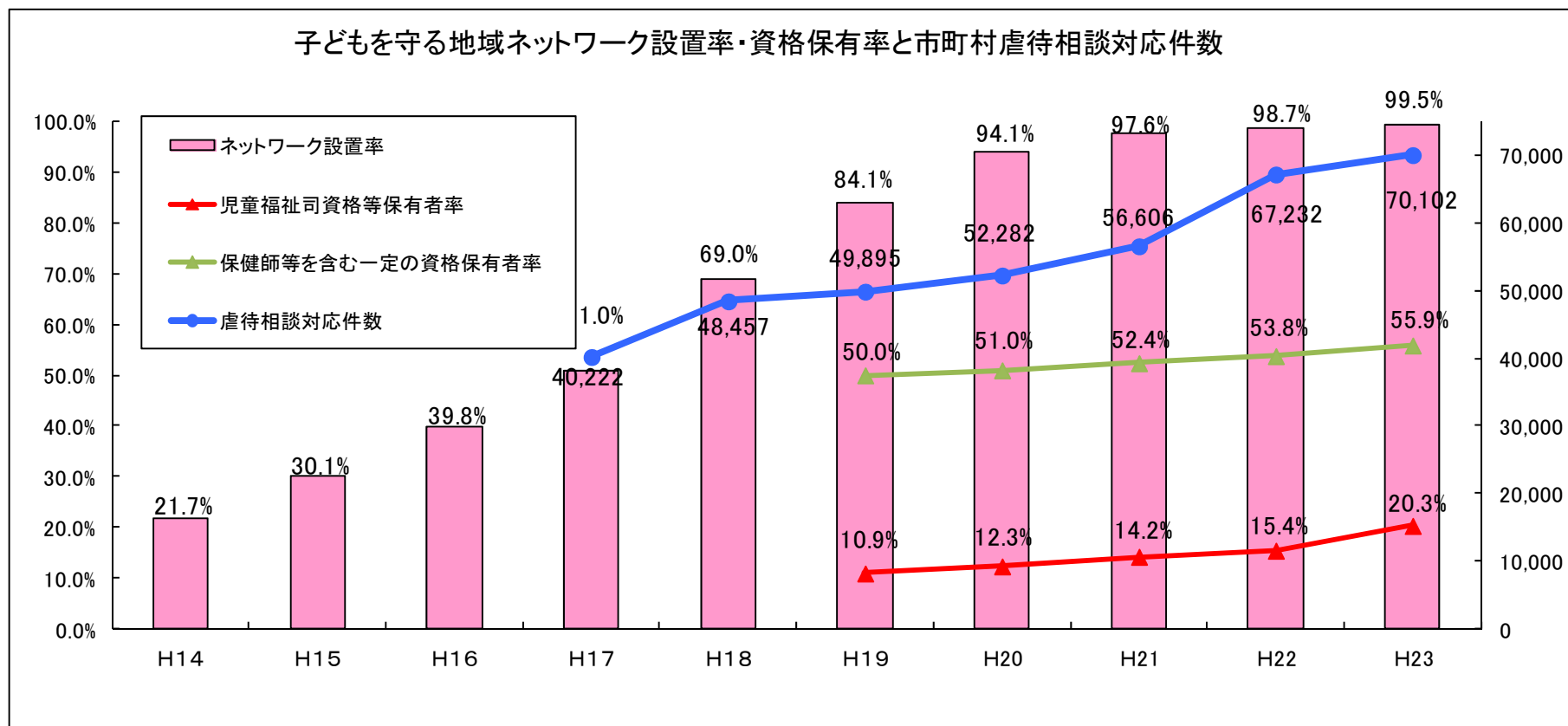
○乳児家庭全戸訪問事業は平成19年度、養育支援訪問事業は平成16年度創設  
○両事業とも、平成21年度に児童福祉法に規定され、市町村は実施の努力義務



- ・養育支援訪問事業について、平成20年度以前は育児支援家庭訪問事業の実施率を掲載。
- ・乳児家庭全戸訪問事業について、平成20年度以前は生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施率を掲載。
- ・平成17年度～20年度の実施率は次世代育成支援対策交付金の交付決定ベース。
- ・平成21年度以降の実施率は、雇用均等・児童家庭局総務課調。

# 市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成23年4月1日現在、全市町村の98.0%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.5%)。
- 全国の調整機関の職員5,075人のうち、児童福祉司と同様の専門職の割合は、平成23年4月1日現在1,030人(20.3%)であり、配置の促進が課題(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると2,835人(55.9%)。)



※1 ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

※2 平成22年度の虐待相談対応件数は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県(仙台市を除く)の一部及び福島県を除いて集計した数値